

あかがねミュージアムサポータークラブ会則

(名称)

第1条 この会は、あかがねミュージアムサポータークラブと称する。

(目的)

第2条 この会は、新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設（愛称 あかがねミュージアム）（以下「あかがねミュージアム」という。）を舞台に、市民・企業・行政等地域が一体となり、先人が築いてきた新居浜市の文化・芸術を顕彰、継承、発展し、新居浜市のまちづくり、子どもたちの豊かな心の育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するためあかがねミュージアムと共創のもと、次の事業を行う。

- (1)新居浜市の文化、芸術の顕彰、振興に資する事業の企画、実施。
- (2)子どもたちの豊かなこころの育成に資する事業の企画、実施。
- (3)あかがねミュージアムの活動支援・協力（ボランティア活動）
- (4)会報の発行
- (5)その他総会で必要と認めること

(会員)

第4条 この会の会員は、次の4種とする。

- (1)ダイヤモンド会員 この会の目的に賛同して入会した法人・団体・個人
- (2)ゴールド会員 この会の目的に賛同して入会した団体
- (3)プラチナ会員 この会の事業を賛助するため入会した個人又は家族
- (4)あかがね会員 この会の事業を賛助するため入会した学生

(入会)

第5条 この会に入会しようとする者は、所定の入会申込書により申し込むものとする。

(会費)

第6条 会員は、入会の時又は毎年4月に、次の会費を納入しなければならない。

(1)	ダイヤモンド会員		年額	一口	10,000円
(2)	ゴールド会員	1～10人までの団体	年額		3,000円
		11～50人までの団体			5,000円
		51人以上の団体			10,000円
(3)	プラチナ会員	個人	年額		1,000円
		ファミリー			3,000円
(4)	あかがね会員	学生			無料

- 2 毎年度10月1日以降に新たに前項第1号又は第2号の会員として入会しようとするときの会費の額は、当該各号に定める金額の2分の1に相当する額とする。
- 3 既に納入された会費は、返還しない。ただし、会費が、他の種別の会員として入会しようとするときは、新たに納入すべき会費の内払いとみなす。

(資格)

第7条 会員の資格は、4月1日又は会費を納入した日から当該年度の3月31日までのものとする。

- 2 会員が、この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときは、理事会において弁明の機会を与え、その議決に基づき、除名することができる。

(退会)

第8条 会員は、会長のへの届け出により、任意に退会することができる。

(役員)

第9条 この会に次の役員を置く。

(1)理事 10人以上

(2)監事 2人以上

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

(会長等の職務)

第10条 会長は、会を代表し、その事業を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。

3 理事は、会の事業を企画及び運営に当たる。

4 監事は、会計及び事業の執行状況を監査する。

(役員職務)

第11条 役員は、総会において会員の中から選任することができる。

2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、理事のうち2人は、新居浜市美術館長及びあかがねミュージアム指定管理者（以下「指定管理者」という。）統括責任者の職にあるものをもって充てる。

4 会長及び副会長は、理事会において理事の中から選任する。

(役員任期)

第12条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残存期間とする。

3 役員は、辞任後又は任期満了後も、後任者が就任するまでは、その執務を行わなければならない。

(顧問)

第13条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会で推薦し、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関し、意見を具申する。

(総会)

第14条 総会は会員をもって構成する。

2 総会は、次の事項を議決する。

(1) 会則の改廃

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員選任

(5) その外会の運営に関する重要な事項

3 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決定する。

4 通常総会は、年1回、会長が招集し、議長は、会長が務める。

5 臨時総会は、必要に応じ、会長が招集し、その議長は、会長が務める。

(理事会)

第15条 この会の事業を円滑に実施するため、理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 理事会は、次の事項を決議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その外総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

4 理事会は、必要に応じ、会長が招集し、その議長は、会長が務める。

(事務局)

第16条 この会の事務を処理するため、事務局をあかがねミュージアム内に置き、会の処務は、指定管理者が担当する。

- 2 事務局には事務局長を置き、指定管理者の課長相当職員をもって充てる。
- 3 事務局員は、指定管理者及び新居浜市美術館職員をもって充てる。
- 4 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(実行委員会)

第17条 この会の事業を具体的に計画し進行していくために実行委員会を置くことができる。

- 2 実行委員会は本条第3項に定める部会長及び副部会長で構成する。
- 3 部会員はこの会の会員のうちから部会員を希望するものを以って構成する。
- 4 実行委員会には委員長及び副委員長を置き、部会には部会長及び副部会長を置く。
- 5 実行委員会及び部会は必要に応じ、実行委員長及び部会長が招集し開催する。
- 6 実行委員会及び部会の活動は理事会の承認をもって行うものとする。

(経費)

第18条 この会の経費は、会費、協賛金その他の収入をもって充てる。

- 2 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補足)

第19条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、理事会が定める。

附則

- 1 この会則は、この会の設立の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この会の設立初年度の会計年度は、第17条の規定に関わらず、施行日から平成29年3月31日までとする。
- 3 この会則は、令和2年9月10日から施行する。